

鳥取県障害者就労訓練設備等整備事業補助金交付要綱（改正後の全文）

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県障害者就労訓練設備等整備事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第2条 本補助金は、小規模作業所等が障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく就労移行支援、就労継続支援、生活介護又は自立訓練の障害福祉サービス事業（以下「新事業」という。）に移行する際に必要となる設備（備品）の整備に要する経費を補助することにより、新事業への円滑な移行を図ること及び法に基づく共同生活援助及び共同生活介護（以下「グループホーム等」という。）を行うため、賃貸物件（特定非営利活動法人にあっては、賃貸物件又は自己所有物件）の建物を改修する場合の費用の一部を補助することにより、グループホーム等の整備を促進することを目的として交付する。

（補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表のア欄に掲げる者が負担する同表のウ欄に掲げる経費について、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表のイ欄に定める基準額と同表のウ欄に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と同表のエ欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

（交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付の申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号に掲げる書類は、設備整備事業にあっては様式第1号、グループホーム等整備事業にあっては様式第2号によるものとする。

3 規則第5条の申請書に添付すべき同条第2号に掲げる書類は、様式第3号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定めるものは、事業の内容の変更（知事が別に認める軽微な変更を除く。）、補助対象経費の2割を超える減額及び本補助金の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、同項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から起算して30日を経過する日と交付決定を受けた年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日とする。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号に掲げる書類は、設備整備事業にあっては様式第1号、グループホーム等改修事業にあっては様式第2号によるものとする。

3 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2号に掲げる書類は、様式第3号によるものとする。

(処分を制限する財産等)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成13年7月12日付厚生労働省告示第239号）に定める期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付の目的を達成するために処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

別表（第3条関係）

ア 本補助金の交付を受ける ことができる者	イ 基準額	ウ 補助対象経費	エ 補助率
1 設備整備等事業			
(1) 平成20年9月	500万円	新事業に移行するために必	10分の10

<p>末時点で身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、障害児の児童福祉施設又は精神障害者社会復帰施設を設置・運営する者であって、平成22年3月31日までの間に新事業を開始するもの</p>		<p>要な、一品目50万円以上の設備（備品）（テレビ、事務机、ソファ、職員の業務効率化のためのパソコンなど、障害児者の支援に直接的に関係しない初度設備費、ユニフォーム等の被服費、消耗品費を除く。）の購入に要する経費及びそれらの設置に伴う据え付け工事費用</p>	
<p>(2) 平成20年9月末時点で小規模作業所又は地域活動支援センターを設置・運営する者であって、平成22年3月31日までの間に新事業を開始するもの</p>	<p>200万円</p>	<p>新事業に移行するために必要な、一品目50万円以上の設備（備品）（テレビ、事務机、ソファ、職員の業務効率化のためのパソコンなど、障害児者の支援に直接的に関係しない初度設備費、ユニフォーム等の被服費、消耗品費を除く。）の購入に要する経費及びそれらの設置に伴う据え付け工事費用</p>	<p>10分の10</p>
<p>2 グループホーム等改修事業</p>			
<p>グループホーム等を行う社会福祉法人等であって、当該事業を運営するための建物（住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、原則として入所施設又は病院の敷地外にあるものに限る。）を賃貸借（特定非営利活動法人にあつては、賃貸借又は自己所有）により使用しているもの</p>	<p>600万円</p>	<p>グループホーム等を行う場合に必要なバリアフリー化等の基盤整備を図るために必要な、事業費が30万円以上の工事費、工事請負費及び工事事務費（工事施工のため、直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）</p>	<p>4分の3</p>

様式第1号（第4条、第8条関係）

平成 年度鳥取県障害者就労訓練設備等整備事業（設備整備事業）計画（報告）書

申請者名

区 分	対象経費の 実支出額	寄附金 その他の 収入額	差 引 額	基 準 額	選 定 額 〔CとDのいずれか 少ない方の額〕	県 補 助 所 要 額 (E×補助率)	県補助交付 決 定 額	県補助金 受入済額	差 引 過不足額
	A	B	C=A-B	D	E	F	G	H	I=F-H
障害者就労訓練設備等整備事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円

添付資料：別紙事業計画（報告）個別表

(別紙)

設備整備等事業計画（報告）個別表

対象施設の概要	施設の名 称		設置主体及び経営主体	
	施設の所在地			
	新事業移行前の施設の種類			
	新事業移行後の事業種別			
	新事業への移行（予定）日			
設備等の内容		対象経費支出予定（実支出）額	補助所要額	
		千円	千円	
事業の目的及び効果（成果）				
備考	備品台帳の整理について確認 可・不可			

(交付申請時の添付書類等)

- ・補助対象設備のパンフレット等（該当部分のみ。コピー可）及び見積書の写しを添付すること。
- ・市町村障害福祉計画との整合性等、当該事業を行う施設所在地の市町村長の意見書を添付すること。
- ・1品目50万円以下の品目について、備品台帳上、一式50万円以上の備品として整理が可能かどうかを確認し、備考欄に「可・不可」のいずれかを記載すること。

(実績報告時の添付書類)

- ・契約書の写し
- ・検収調書（又はそれに代わるもの）の写し
- ・整備後の写真の写し

平成 年度鳥取県障害者就労訓練設備等整備事業（グループホーム等改修事業）
事業計画（報告）書

1 施設の概要

（1）施設の名称及び所在地

名称： _____

所在地： _____

（2）事業種別

ア グループホーム

イ ケアホーム

ウ グループホーム・ケアホーム一体型

（3）整備事業実施の必要性及び事業効果

()

（4）設置主体及び経営主体 _____

（5）定員（知的・精神）

現在定員	増加定員	合計	（現員）
人	人	人	人

※「増加定員」欄は当該事業を活用後、定員増加を予定している場合に記載。

2 整備費に係る事業計画（報告）

別紙1により作成添付のこと

別紙 1

平成 年度鳥取県障害者就労訓練設備等整備事業（グループホーム等改修事業）
整備費事業計画（報告）書

(1) 施設の規模及び構造

改修事業

① 建物の所有関係（賃貸借・自己所有（NPO法人の場合のみ））

② 建物の所在地及び現在の利用状況

所在地： _____

利用状況： _____

③ 建物の面積 延面積 _____ m²（うち事業利用面積 _____ m²）

④ 建物の構造 _____ 造

⑤ 賃貸期間 _____ （※賃借権の設定登記又は10年以上の賃貸借契約により
安定的に事業を継続することが望ましい。）

（注）改修箇所が分かる図面（平面図、立面図等）を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア 改修工事費 _____ 円

※工事内容（改修事業）を具体的に記載すること。
※書ききれない場合は別紙で添付することも可。

イ 工事事務費（設計監督料を含む） _____ 円

ウ 合計 _____ 円

（注）工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア 県補助金（今回申請分） _____ 円（詳細別紙2又は3）

イ ○○補助金 _____ 円

ウ 設置者負担金 _____ 円

（内訳）自己資金 _____ 円

寄附金 _____ 円

その他（ ） _____ 円

エ 合計 _____ 円

(4) 施工計画（予定）

ア 直営・請負の別 _____ 直営 ・ 請負

イ 契約年月日 _____ 平成 年 月 日

ウ 着工年月日 _____ 平成 年 月 日

エ 完成予定年月日 _____ 平成 年 月 日

(5) その他参考事項

[]

※地元からの反対意見の有無：（ 有 ・ 無 ）

※ 必要に応じて、行数等は増やしてください。

※ 不要な文字は削除してください。

鳥取県障害者就労訓練設備等整備事業（グループホーム等改修事業）申請額内訳書

【事業所（施設）の名称】

【運営主体の名称】

事業種別	運営主体における総事業費 A 円	対象経費の実支出(予定)額 B (≦A) 円 (上限は600万円)	寄付金その他の収入額 C 円	差引額 D(=A-C)円	県補助基本額 E 円	県補助金所要額 F (E×3/4) 円 (千円未満は切り捨て。)
改修工事						
工事費						
工事事務費						
合計						

注（１）算出にあたっては、工事費と工事事務費に分けて記載すること。

（２）E欄には、B欄又はD欄のうち最も少ない額である欄の金額を記入すること。

鳥取県障害者就労訓練設備等整備事業（グループホーム等改修事業事業）精算額内訳書

【事業所（施設）の名称】 _____

【運営主体の名称】 _____

事業種別	運営主体における総事業費 A 円	対象経費の実支出額 B (≦A) 円 (上限は600万円)	寄付金その他の収入額 C 円	差引額 D(=A-C)円	県補助基本額 E 円	県補助金所要額 F (E×3/4) 円 (千円未満は切り捨て。)	県補助金交付決定額 G 円	県補助金受入済額 H 円	差引過△不足額 I(=G-F)円
改修事業									
工事費									
工事事務費									
合計									

- 注 (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) 算出にあたっては、工事費と工事事務費に分けて記載すること。
 (3) E欄には、B欄又はD欄の合計のうち最も少ない額の金額を記入すること。

様式第3号（第4条、第8条関係）

平成 年度鳥取県障害者就労訓練設備等整備事業（設備整備等事業・グループホーム等改修事業）収支予算（決算）書

収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増 減	摘 要
県補助金				

支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増 減	摘 要

※必要に応じて区分内容等は修正してください。

様

職氏名



年度鳥取県障害者就労訓練設備等整備事業（設備整備事業・グループホーム等改修事業）補助金交付決定通知書

年 月 日 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度鳥取県障害者就労訓練設備等整備事業（設備整備事業・グループホーム等改修事業）補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県障害者就労訓練設備等整備事業補助金交付要綱（平成 年 月 日付第 号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。